

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 | 管理している事務所 |
|-------|-----|--|-----------|
| 一般国道 | 4号 | 岩手県西磐井郡平泉町平泉字泉屋200番3から同町平泉字伽羅楽106番10まで | 岩手河川国道事務所 |
| 一般国道 | 4号 | 岩手県紫波郡紫波町桜町字浦田59番から同町桜町字浦田12番まで | 岩手河川国道事務所 |
| 一般国道 | 4号 | 盛岡市津志田中央二丁目201番8から同市津志田町二丁目110番3まで | 岩手河川国道事務所 |
| 一般国道 | 49号 | いわき市平上荒川字草木169番14から同市内郷御厩町番匠地135番1まで | 磐城国道事務所 |

○制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。